

和歌山県「穴場和歌山」サイト再構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 委託業務名

和歌山県「穴場和歌山」サイト再構築業務

(2) 業務内容

和歌山県「穴場和歌山」サイト再構築業務仕様書のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

(4) 委託上限額

金 4,373,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成 20 年和歌山県告示第 1261 号。以下「要綱」という。）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「6 情報処理」のうち、小分類「2 システム開発・改良・運用・保守」かつ「5 インターネットコンテンツ作成・運用」の両方に登載されている者
- ② 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- ④ 和歌山県が行う競争入札に関する指名を停止されていない者
- ⑤ 国税、県税について未納のない者

3 スケジュール

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問票（別添様式 4）を下記「8 問い合わせ先」あてに FAX 又はメールで提出すること。

なお、審査内容に関する質問に関しては回答しない。

・受付期限

平成30年7月18日（水）17:00 まで

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加表明書（別添様式 1）に必要事項を記入の上、平成30年7月24日（火）17:00 までに、以下にメール送信すること。

メール送信先（和歌山県地域政策課 松浦、神浪あて）：matsuura_r0006@pref.wakayama.lg.jp
kaminami_s0001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 企画提案書等の提出

・提出書類

- ① 誓約書 1 部（別添様式 2）
- ② 企画提案書 8 部（任意様式）
- ③ 業務の実施体制及び業務完了までのスケジュール 8 部（任意様式）
- ④ 実績調書 8 部（別添様式 3）

⑤参加者の概要が分かるのもの（会社案内等） 8部

⑥見積書 8部（任意様式）

見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とする。

成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は県が譲り受けるので、必要に応じ、その経費も計上すること。

※県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

・提出期限

平成30年7月26日（木）17:00 まで

・提出方法

直接持参又は郵送等

直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時までとする。

持参以外の場合は上記提出期限内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

4 企画提案に際しての注意事項

（1）企画提案書はA4判、左綴じ、オールカラーで作成すること。

（2）以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合

（3）企画提案書等の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。

（4）提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。また、和歌山県条例に基づく情報公開請求の対象となる。

（5）提出書類は返却しない。また、提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

（6）企画提案書作成のための県から受領した資料等は、県の了解なく公表、使用することはできない。

（7）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。

5 審査に係る事項

（1）審査方法

審査は、県が別に定める委員による組織された審査会において、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

（2）審査会

- ・開催日時：平成30年8月1日（水）（時間については提案者に別途通知します）
- ・開催場所：和歌山県庁東別館6階 会議室（和歌山市小松原通り一丁目1番地）
- ・企画提案の所要時間：各参加者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。
- ・注意事項：提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

（3）決定方法

下記審査項目に基づく審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、審査会において合議により決定する。

また、審査結果は選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

※プロポーザル参加事業者が1社の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。

(4) 審査項目

■ 発信性

事業目的やサイトコンセプトを明確に訴求しており、閲覧者への興味を促すサイトとなっているか。また、閲覧者にわかりやすく情報発信できるサイトであるか。

■ 連携性

SNS（Twitter や Instagram、Facebook など）で拡散されるよう連携がされているか。また、閲覧者が拡散したくなるサイトとなっているか。

■ 操作性

県職員が作業、メンテナンス等可能な操作性を有しているか。また、閲覧者が閲覧しやすい構成、メニューとなっているか。

■ 安定性

動作環境、サーバ環境など安定した動作が確保された仕様となっているか。

■ 安全性

「安全確保の措置」に係る遵守事項を満たした上で、システムの脆弱性発見時の対策について、体制及び仕組み等を提案されているか。

■ 費用

所要経費の明細が明らかで妥当性があるか。上限額以内で最大限の効果を生むような提案となっているか。

※なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

6 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と委託者が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で契約を締結するものとする。

(2) 提案内容の変更等

企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により修正・変更を行った上で契約する場合場合がある。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

7 その他留意事項

(1) 委託先として選定した事業者名を公表することがある。

(2) 成果物の著作権の全部（著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利を含む。）は県に帰属するものとする。

(3) 審査内容は公表しない。また、審査内容及び評価決定についての異議申し立ては認めない。

(4) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(5) 業務上発生する未確認事項については、県と協議すること。

8 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通 1－1

和歌山県企画部地域振興局地域政策課

担当 松浦、神浪

TEL：073-441-2371

FAX：073-441-2377

メール : matsuura_r0006@pref.wakayama.lg.jp
kaminami_s0001@pref.wakayama.lg.jp